

【平成27年第1回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

平成27年3月18日 まちづくり委員長 川島 雅裕

○「議案第8号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（まちづくり局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 構造計算適合性判定制度見直し後の市の関与について

構造計算適合性判定制度の見直し後は、第三者機関が構造計算適合性の審査を実施している間、市ではそれ以外の確認申請の審査を同時並行で進めることができるようになり、確認申請に要する期間を短縮することができる。第三者機関が構造計算適合性を判定した後、市は最終的に判定結果を確認した上で、建築確認済証を交付するため、二重のチェック体制になると考えている。

《意見》

* 以前に発生した耐震強度偽装問題では、行政が構造計算書の内容を把握できていなかったことから、構造計算適合性を第三者機関が審査する制度に改められた。現在は、建築確認を民間の検査機関に申請することもできるため、制度見直し後、建築主が構造計算適合性判定を第三者機関に直接依頼することとなると、市の関与が希薄になることが考えられる。確認申請に要する期間を短縮するために手続を簡略化し、市の関与を希薄にすることは、行政が建築の内容を把握できていなかったという耐震強度偽装問題の教訓が生かされていないと考えるため、構造計算適合性判定制度の見直しに係る手数料の改正を含む本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第23号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第24号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第25号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 容積率制限緩和による周辺への建築物の高さ及び日影の影響について

容積率制限は緩和されるが、建築物の高さや日影についての既存の規制は緩和されない。また、建蔽率や外壁後退等も併せて複合的に規制するため、容積

率の緩和が直ちに建築物の体積の増加につながるとは考えていない。ただし、良質な建築ストックを形成するという法の趣旨にそぐわない意図的な事案については、何らかの規制を検討する必要があると考えている。

《意見》

* 近年、建築物の容積率緩和が進み、周辺に日影などの影響が生じている。本議案の容積率の緩和の目的が福祉の増進であることに一定の理解はできるが、周辺への影響に配慮する方策を同時に実施するべきであると考えため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第34号 高石住宅新築第1号工事請負契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第35号 五反田川放水路放流部函体築造工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 工事発注に当たっての伏流水等による影響及び人件費・資材価格上昇等のリスク想定について

工事を発注するに当たり、現地の地質調査を十分に実施した上で、市とコンサルタント業者で工事内容について検討し、想定されるリスクに対応できる内容とした。

* 堤外地工事に伴う代替地整備費用及び五反田川放水路の総工事費について

堤外地工事に伴う、稲田多摩川公園の代替地の整備及び工事完了後の原状復旧に要する費用については、本議案の契約金額に含まれている。また五反田川放水路の総工事費は、平成25年度時点までで約152億2,000万円である。今後、分流部における施設工事や京浜河川事務所に依頼する河川内の基本工事の進捗によっては、総工事費が増加する可能性がある。

* 工事における安全対策について

函体部の工事においては仮設の搬入路を設置しており、工事関係車両はこの搬入路以外から出入りをしないことにより、周辺的生活道路を工事車両が走行しないようにしている。

* 契約の相手方が共同企業体ではない理由について

市が発注する工事においては、原則として契約の相手方を共同企業体としており、市内中小企業が共同企業体に加わることで、市内中小企業の技術育成を図ることができると考えている。しかし本件工事については2回入札を実施したが共同企業体の応札がなかったことから、工事の遅延を防止するため、1社に発注することとした。

《意見》

* 五反田川放水路の工事では、分流部、トンネル部は共同企業体が受注したが、函

体部だけ1社が受注している。トンネル部工事では事故による一時中断があったものの、工期を延長することなく終了したが、トンネル部の共同企業体に、本函体部工事を受注した企業が参加していたため、トンネル部の工期遵守のためにかかった経費を、函体部工事の受注で補填するのではとの疑念がある。共同企業体を受注者とするのは、市内企業ができるだけ公共工事に参加できるようにすることと、市内企業の技術向上の両方の目的があると考えているため、市発注の工事は可能な限り共同企業体を受注者とするようにしてほしい。

- * 本工事实施場所付近は、多摩沿線道路の幅員が狭く、ガードレールがない箇所があるなど危険であるため、歩行者・自転車等の安全対策を検討してほしい。
- * 本工事では多摩沿線道路の形状を1度変更し、工事終了後に原状に復旧することとなっているため、工事中の安全対策には万全を期してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第37号 仮称溝口駅南口地下駐輪場新築工事及び仮称溝口駅南口地下駐輪場新築付帯工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 工事着手前の事前調査について

本工事の着手に当たり、6か所のボーリング調査結果では、工事場所の地盤は水分を含んでいるものの地質は安定していた。しかし、本工事は南口バスロータリーを供用した状態での工事のため、掘削残土を搬出するには数回移動させる必要があり、その間に残土と水分が混ざって軟弱化してしまったことから、建設発生土として処分が不可能となった。

* 工事实施場所周辺の土地状況についての近隣住民への聴取について

工事实施場所周辺について、近隣住民への土地状況の聴取はしていないが、高津区役所を建設した際、地下水が発生したという情報は入手していた。

* 掘削残土の処分方法について

本工事の掘削残土は、水分を含んで軟弱化した状態であったが、トラックで支障なく横浜市内の処分業者まで運搬して処分した。

* 駐輪場のスロープにおける高齢者への配慮について

溝口駅には現在市営、民営合計で11か所の駐輪場がある。スロープについては、無い方が良い、更に速度が速い方が良い等様々な利用者の意見があるため、利用者には、それぞれのニーズに合う駐輪場を利用してほしいと考えている。スロープを昇降する必要がないタワー型の機械式駐輪場も以前より安価で設置できるようになってきているが、溝口駅周辺では設置可能な場所がないという課題がある。本駐輪場のスロープは機械式であり、利用者が少ない負担でスロープを上がることができる設計になっているが、管理人が常駐することから、呼出しボタンを設置するなど、必要に応じて利用者をサポートするような体制を検討したいと考えている。

* 駐輪場の供用開始時期及び指定管理者の指定について

工事期間については約8か月延伸するため、駐輪場の供用開始は本年の12月を予定している。高津区を含む市北部・中部の5区の駐輪場の指定管理者は平成24年度から5年間の期間で指定しているため、本駐輪場の供用開始から平成28年度までは現在の指定管理者が管理し、平成29年度以降は改めて指定管理者を募集する予定である。

《意見》

- * 工事実施場所周辺は、居住期間の長い住民であれば地下水の発生する場所と知っている地域である。工事を実施する際には、市の過去の工事情報だけでなく、近隣住民に聞き取りをするとともに、その情報を事業者伝えて、工事の遅延等が生じないようにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第44号 王禅寺四ッ田特別緑地保全地区用地の取得について」

《主な質疑・答弁等》

* 未取得の特別緑地保全地区の今後の取得見込みについて

市内の特別緑地保全地区は、総面積約121.8ヘクタール、取得面積が77.5ヘクタールで取得率は約64%である。現在未取得の地区については、今後引き続き、取得に向けて地権者に要請していきたい。

* 過去に存在した原子力研究施設について

過去に王禅寺四ッ田特別緑地保全地区内に原子力研究施設が存在したことはない。保全地区周辺には研究用の原子炉が3か所存在したが、核燃料は全て搬出済となっており、保全地区内の100か所で空間放射線量を計測したところ、自然界での数値と変わらない0.1マイクロシーベルト以下であった。

* 急傾斜地が多い当該地の取得単価の決定方法について

本議案における取得用地の平方メートル当たりの単価については、用地取得の所管部署で開催する不動産評価委員会において決定した。

* 斜面地における擁壁工事について

市内の特別緑地保全地区には危険な斜面地があることから、1年に1か所程度の割合で斜面安定化工事を実施している。本保全地区については、地区全域を取得した後、まず地区内の散策路の設置を検討したいと考えており、安定化工事については、散策路のルートが決定した後、必要箇所を選定し、実施する順序については、他の保全地区において工事を必要とする箇所を含めて検討したい。

* 今後の緑地取得における向ヶ丘遊園跡地の保全について

市内の緑地取得は、今後とも推進していきたいと考えている。向ヶ丘遊園跡地については、多摩丘陵の緑の軸となる貴重な緑であるため、今後も取得に向けて努力していきたい。

《意見》

- * 当該地は急傾斜地が多いにもかかわらず平方メートル当たりの取得単価が高価と

感じる。今後、緑地保全のために用地取得を進めるに当たっては、必要に応じて価格交渉等を行い、適正な価格で取得するようにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第45号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

* 整理番号1番の道路に近接する小田踏切の渋滞対策について

小田踏切は現在、いわゆる開かずの踏切ではないため、交通渋滞はあまり発生していないが、小田栄新駅の設置に伴い、踏切を横断する歩行者が増加する可能性があるため、今後安全対策を検討したいと考えている。

* 整理番号4番の道路の認定理由について

整理番号4番の認定道路は宅地造成事業により新設された道路であり、市の基準を満たしているため、市道として認定し、市に帰属することとした。

* 整理番号15番及び16番の認定道路とリニア中央新幹線工事の関係について

整理番号15番及び16番の認定道路の近隣をリニア中央新幹線が通る予定となっているが、リニア中央新幹線工事で使用するための認定ではない。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第68号 平成26年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第69号 平成26年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 生田緑地ゴルフ場事業特別会計から一般会計への繰出しについて

平成27年度予算においては、生田緑地ゴルフ場事業特別会計から一般会計へ約2億3,000万円の繰出しを見込んでいる。なお、指定管理者指定時に定めた概算額を参考に、毎年協定により指定管理者から本市への納付金の金額を決めており、平成27年度の納付金は約3億6,500万円である。

* 一般会計への繰出金の用途について

一般会計への繰出金は、生田緑地の維持管理費と、クラブハウス整備費用の償還が主な用途である。

* 市民の利用料金の引下げ等の市民還元について

市民還元については実施したいと考えており、特に市内在住者に還元できる方策を今後検討したいと考えている。

* 利用料金から川崎市緑化基金への積立て及び緑化基金から社会福祉協議会への寄付について

現在、生田緑地ゴルフ場の利用料金から利用者1名当たり30円を川崎市緑

化基金に支出している。また、緑化基金から社会福祉協議会に寄付金を支出している。この寄付金の在り方については、今後指定管理者と協議していきたい。

《意見》

- * 生田緑地ゴルフ場は市民の利用者があまり多くないため、利用料金の引下げなど、市民に還元できる方策を検討してほしい。
- * 社会福祉協議会への寄付を支出することは、緑化基金の目的にそぐわず、寄付を支出するのであれば別の基金を設立する等の改善をしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第81号 訴えの提起について」

《審査結果》

全会一致原案可決